

第15回（平成28年8月5日）

○福浦総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席でございます。

それでは、以後の委員会の進行につきましては、堀部委員長にお願い申し上げます。

○堀部委員長 ただいまから、第15回個人情報保護委員会を開催いたします。

本日の議題は4つです。

議題1「全国健康保険協会における健康保険の資格適用及び保険給付に関する事務全項目評価書について」、事務局から説明をお願いします。

○大塚調査官 全国健康保険協会における健康保険の資格適用及び保険給付に関する事務全項目評価書につきましては、7月29日に開催されました前回の委員会において、全国健康保険協会、厚生労働省の職員に御出席いただき、概要を説明していただいたところです。

本日は、この事務の全項目評価書について、承認するかどうかを審査していただくものです。

それでは、評価指針に定める審査の観点等に基づいて、事務局において、評価書の評価指針への適合性・妥当性について、精査した結果の主な内容について、説明させていただきます。

○事務局 それでは、資料1について、説明させていただきます。

1ページをご覧ください。3ページにかけて、「全体的な事項」の審査となります。

本項目では、保護評価の実施手続が確実になされているか、例えば1ページの「審査の観点（1）」では、しきい値判断に誤りはないか、「審査の観点（5）」では、パブリックコメントが実施されているかといった観点です。また、2ページ、「審査の観点（8）」にあるように、評価の対象となる事務が具体的に記載されているかなど、全体的な観点での審査を行っております。

審査結果としましては、「いずれも問題は認められない」としてあります。

次に4ページをご覧ください。11ページにかけて、「健保特定個人情報ファイル」の取扱いの審査となります。

この項目では、全国健康保険協会が保有する特定個人情報ファイルについて、入手・使用、委託、提供・移転、保管・消去、それぞれのプロセスにおいて、取扱いの概要やリスク対策等が具体的に記載されているかについて、審査をしています。

審査結果としましては、いずれも「問題は認められない」又は「該当なし」としてあります。

12ページをご覧ください。「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査となります。

1点目になりますが、「主な考慮事項（細目）」の74番をご覧ください。「特定個人情報を本人から入手することとされているが、その際のリスク対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。」との観

点で審査をしています。

審査結果としましては、「問題は認められない」としています。

所見としましては、「本人からの入手においては、窓口又は郵送で受け付けた特定個人情報記載された書類は、届書ごとに分別して管理を行い、施錠可能な保管庫等に厳重に保管すること等が具体的に記載されている。」としています。

2点目になりますが、「主な考慮事項（細目）」の75番をご覧ください。「特定個人情報を日本年金機構及び地方公共団体情報システム機構から入手することとされているが、その際のリスク対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。」についてです。

審査結果としましては、「問題は認められない」としています。

所見としましては、「日本年金機構からの入手においては、決められた電子記録媒体以外は読み込めないように、システム上の整理を行うこと、また、地方公共団体情報システム機構からの入手においては、中間サーバー等と協会との通信は、VPN等の技術を用いた専用線等を使用し、通信内容の盗聴防止を図ること等が具体的に記載されている。」としています。

3点目になりますが、「主な考慮事項（細目）」の76番をご覧ください。「特定個人情報の保管・消去に係るリスク対策は、具体的に記載されているか。また、記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。」についてです。

審査結果としましては、「問題は認められない」としています。

所見としましては、「適用等システムの情報は、保険給付に関する事務等に必要であることから、記録の保管期間を定めず、恒久的に保管することとしているが、個人番号管理システム内の特定個人情報は、加入者が資格を喪失してから5年を経過した後に、システム処理により消去すること等が具体的に記載されている。」としています。

13ページの上段をご覧ください。こちらは「総評」になります。これまでの主な考慮事項において、いずれの審査結果も「問題は認められない」又は「該当なし」ということでしたので、総評として3点記載させていただいております。

1点目としまして、「健康保険の資格適用及び保険給付に関する事務においては、適用等システム及び個人番号管理システムを使用し、特定個人情報ファイルである健保特定個人情報ファイルを適切に取り扱うことについて、一連の事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。」としております。

2点目としまして、「事務で取り扱われる健保特定個人情報ファイルについて、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ、使用するシステムの機能並びに特定個人情報ファイルの取扱いについてのリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。」としております。

3点目としまして、「特定個人情報の入手に係るリスク対策、特定個人情報の保管・消去に係るリスク対策等、本評価対象事務において、懸念されるリスク及びリスク対策につ

いても、具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。」としております。

下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」をご覧ください。審査記載事項の案としまして、4点記載させていただいております。

1点目としまして、「健康保険の資格適用及び保険給付に関する事務の内容、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ並びにリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないと考えられるが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり、確実に実行する必要がある。」としています。

2点目としまして、「特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、インターネット接続端末と特定個人情報を取り扱う端末とは、ネットワークが分離されていること等の措置が記載されているが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり、確実に実行する必要がある。」としております。

3点目としまして、「特定個人情報の取扱いについては、厳格な対応が求められるため、職員への教育は、実務に即して実施することが重要である。」としております。

4点目としまして、「情報漏えい等に対するリスク対策については、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり、確実に実行するとともに、不断の見直し・検討を行うことが重要である。」としております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を願いたします。

手塚委員、どうぞ。

○手塚委員 この評価実施機関に固有な部分が2点ほどあったようなところを確認していたのですが、要は個人番号を電子媒体でやりとりするということは、他の評価実施機関もあったと思うのですが、その辺の扱いとか、また、個人番号のやりとりについて、いくつかのパターンもあるという話もありましたので、その辺の固有な部分については、しっかりと書かれているかどうか、いかがですか。

○大塚調査官 固有なところとしましては、リスク対策の74番、特定個人情報を本人から紙で入手というのは、通常あり得るパターンなのですが、75番として、特に日本年金機構や地方公共団体情報システム機構とのやりとりにおいて、電子媒体を扱うでありますとか、専用回線を使うということにつきましても、評価書にリスク対策等が具体的に記述されているとしています。

○堀部委員長 よろしいですか。

○手塚委員 はい。

○堀部委員長 この評価書につきましては、特にご意見がなく、これまで各委員に精査していただいておりますので、承認することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは、全国健康保険協会における健康保険の資格適用及び保険給付に関する事務全項目評価書を承認することといたします。

事務局では、本日の承認を踏まえまして、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるよう、引き続き必要な手続を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○大塚調査官 全国健康保険協会に対しまして、承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について、通知させていただくことといたします。どうもありがとうございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

次に議題2「個人情報の保護に関する基本方針の見直しの方針について」、小川参事官から説明をお願いします。

○小川参事官 本日、御審議を頂きたいのは、個人情報の保護に関する基本方針の見直しの方針についてでございます。

まず資料2に基づきまして、説明させていただきます。個人情報の保護に関する基本方針でございますけれども、こちらは、個人情報保護法第7条に基づきまして、策定されているものでございます。

資料2の2ページをご覧くださいますと、条文を記載させていただいておりますけれども、政府は個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針を定めなければならないとされておりまして、基本方針におきましては、個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向とともに、国、地方公共団体、独立行政法人、個人情報取扱事業者等が講ずべき措置等が定められることになっております。また、内閣総理大臣は、個人情報保護委員会が策定した基本方針の案につきまして、閣議決定を求めなければならないという形で定められております。

資料2の1ページにお戻りいただきまして、まず「1. 見直しの趣旨・背景等」でございますけれども、今、説明させていただきましたように、個人情報保護法第7条に基づきまして、個人情報の保護に関する基本方針の策定をしているわけでございますが、こちらの背景といたしましては、我が国におきまして、民間企業等が守ることとなっております、個人情報保護法の内容とともに、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、地方公共団体の個人情報保護条例等、個人情報の保護に関しまして、法律制度等が別になっている部分があるということで、その中で、個人情報の保護につきまして、総合的かつ一体的な推進を図るためには、基本方針というものを閣議決定という形で定めていくことが必要だということでございます。

改正個人情報保護法の一部施行が今年の1月1日にされ、これを踏まえまして、平成28年2月19日に、基本方針について、形式的な見直しがされております。これにつきましては、今年の2月15日の第2回委員会で一部変更案の御審議を頂きまして、これに基づきま

して、閣議決定が行われているところでございます。この際には、形式的な見直しでございましたので、今後、改正個人情報保護法の全面施行に向けた基本方針の見直しについては、別途行うということにされておりました。

また、平成28年5月に、行政機関個人情報保護法等を改正する法律が公布され、行政機関の非識別加工情報等が導入されたことも踏まえまして、両改正法の施行に向けまして、法改正の趣旨、個人情報をめぐる内外の状況を踏まえまして、基本方針の見直しを改めて行う必要があるということになっております。

見直しの方針でございますけれども、こちらは4点挙げさせていただいております。

1点目でございますけれども、まず施策の内容、趣旨を踏まえた上で、できるだけ明確かつ簡潔な記述に努めてまいりたいということでございます。

2点目でございますけれども、こちらは両改正法の施行に伴い、内容的に見直す事項がございますが、それ以外にも個人情報、情報セキュリティをめぐる状況の変化、国際的な政策の方向性を踏まえて、記述を更新してまいりたいということでございます。

3点目でございますけれども、個人情報保護法に基づく監督権限が一元化されることや、個人情報保護委員会の独立性に鑑みまして、基本方針の中で示すべき内容を整理してはどうかということでございます。

最後でございますけれども、④のところでございますが、歴史的な経緯に関する記述については、基本方針の中で示すべき内容を整理するというところでございます。なお、別途、歴史的な経緯に関する資料を作成し、公表するというところでございまして、こちらにつきましても、今まで1970年代からの動向、OECDガイドラインの内容等、歴史的な経緯が記載をされておりましたが、こちらにつきまして、示すべき内容を整理していつてはどうかということでございます。

説明は以上でございますので、御審議をよろしくお願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 個人情報保護委員会が新たにスタートして、基本方針の見直しというのは、非常に重要な内容になると思います。

その中で、今、お示しいただいた、見直しの方針①から④までの中で、②に相当するのかもしれないのですけれども、私からの意見ということで、産業界の立場から申し上げますと、今はビッグデータの時代で、データの利活用が今後の成長に大きく関係してくることもありまして、これに関して、個人情報の保護と利活用のバランスを考慮した施策を推進することが、極めて重要になってきますので、どういう形になるかは分かりませんが、その内容を基本方針の中に盛り込むことも、必要ではないかと思っております。

○堀部委員長 ありがとうございます。改正個人情報保護法の目的規定で、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実

現に資するものであること、その他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とすることを明文化しています。前の基本方針は、改正前の個人情報保護法の規定が、個人情報の有用性に配慮しつつと定めていましたので、それを基本方針で示しましたが、今度は目的が具体的になりましたので、それを踏まえて、見直しを進めていく必要があります。宮井委員のおっしゃるとおりです。

いかがでしょうか。熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 ありがとうございます。

②の国際的な政策の方向性というところで、踏まえているとは思いますが、越境データといいますか、個人情報を国境を越えてやりとりするというのが、これからますます増えていくことになろうかと思えます。その中で、健全かつ円滑な個人情報の保護とデータの流通を確保するということが、非常に重要な課題だと思っています。かつ、その辺は、産業界からも非常に注目を集めていることでもありますので、前回の委員会の中で、個人データの円滑な国際流通の確保のための取組というものがもう検討されておりますが、基本方針の中にも、しっかりとこういったものを盛り込んでいただいて、方向性を示していくことが必要だと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にございますか。大滝委員、どうぞ。

○大滝委員 資料2の見直しの方針についての③のところ、既に記されていることですが、今回、特に個人情報保護委員会の独立性ということがあって、これは制度上の枠組みとしても、従来と非常に異なっているところがあると思えますので、ここをどう考えるか。特に独立性の意味とか、意義とか、他方で、そうはいつても、個人情報保護委員会の中で全てをやるということでは必ずしもないので、特に関係諸機関との間の関係性とか、連携とか、協力体制とか、そういうことをどんなふう考えて、独立性とその間の関係性をどう考えていったらいいかということも含めて、基本方針の中に改めて盛り込む必要があるのではないかと思います。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがですか。加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 先ほどの見直しの方針の③とも関係してくると思っておりますけれども、これまで作ってきたものは、主務大臣の監督のばらつきを防ぐための情報等も、相当入っているということでもあるようですので、基本方針の中で、一定の事項は、これまで示していかなければいけなかったということだと思いますが、先ほど大滝委員もおっしゃったように、全面施行後というのは、委員会が一元的に監督を行うという立場から、こういったところの記述については、それを念頭に検討していただく必要があるかと考えております。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 ありがとうございます。

方針は、このとおり進めていただいでよろしいかと思ひます。

ただ、今回、5,000件の要件がなくなつたということで、これを読む対象は、こうした法律に不慣れな層も含めて、広がつておりますので、個人情報の保護に関する基本方針とは何がそのポイントなのかということ、明確に分かるような整理が必要だと思ひます。今までのものも、よく読むと、大変細かく書いてあるのですが、ディテールに落とし込んである部分とそうではないところと、ばらつきが感じられました。基本的には、どうひう目的でこの法律ができ、国、地方公共団体、一般事業者、国民は、どうひうスタンスでそれに取り組んでいくのかということ、ところがもう少し整理されると、より目的が明確になつて、理解もされやすくなつていくと思ひますので、表現のところも、少し工夫していただきたいと思ひます。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

手塚委員、どうぞ。

○手塚委員 見直し方針の②ですけれども、その中で、情報セキュリティの文言があるのですが、私、そういう立場からしますと、基本方針が、平成16年にできた当時は、情報セキュリティ、今でいえば、サイバーセキュリティですけれども、そういうものに対する世の中の状況というのは、今ほど重要視されている状況ではなかつたということがあり、そういうものが書かれている記述がございませんで、今回はそこをしっかりと入れていただいで、安全面も我々の委員会ではしっかりと見ているということ、を記載していただくということで、お願いできればと思ひております。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 地方公共団体関係なのですけれども、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法が改正されたことを受けまして、条例見直し等、新しい対応が地方公共団体でも必要になつてくると思ひます。

基本方針の見直しの①から④は、地方公共団体の対応について、みんな関係してきますので、基本方針と地方公共団体の対応がうまくつながるように、国として、情報を十分に提供して、必要な支援をしていくことが大事だと思ひますので、その点についても、よろしくお願ひいたします。

また、権限の委任の問題で、各省庁から地方公共団体に委任するやうな部分がありました。今度は委員会から各省庁の大臣、更に委任されて、地方公共団体という、関連する流れが1つ出てきますので、委員会としても、その辺も踏まえた対応を引き続きやつてほしいと思ひます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 基本方針というのは、現在ただいまの時点からの、今後に向けた意思表示だと認識をしております。皆さんが既に述べられたことに賛成をするとともに、多少付け加えさせていただければ、個人情報の保護の観点から、苦情の対応等については、認定個人情報保護団体について、既に6月の委員会で議論をして、裾野の拡大と質の担保というのが、課題とされたと思っておりますが、そこを踏まえて、民間事業者における自主的な取組を推進する上で、認定個人情報保護団体は欠かせませんので、そこに期待されることが非常に大きくなっていることを、基本方針の中に盛り込む必要があると考えますので、よろしく願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

各委員からそれぞれ御発言を頂きました。大変貴重な御意見ですので、これを踏まえながら、現在の基本方針の変更を進めていくこととなります。

最初は、平成16年4月2日に基本方針を閣議決定しました。そのときの法律の規定は、第7条の第3項で、内閣総理大臣は、国民生活審議会の意見を聞いて、基本方針の案を作成し、閣議決定を求めなければならないということでありました。また、2009年に消費者委員会ができてからは、消費者委員会の意見を聞くということになっていきました。それが今回の改正個人情報保護法で変わったのですが、個人情報保護委員会が作成した基本方針の案ということで、この委員会が案を作成することになりました。前は、内閣総理大臣は意見を聞いてということだったのですが、今度はここが案を作成することになりますので、そういうことで、ただいまの各委員の御意見を参考にしながら、進めていく必要があるかと思えます。そういう意味で、先ほど現行のものについて、様々な御意見を頂きました。

基本方針に色々関わってきた立場から言いますと、当時は、日本で民間部門を対象にする個人情報保護法が初めてできることになりまして、どういう国際的な背景があるのかも含めて、OECDの8原則等についても触れました。それに触れますと、次には、8原則というのが何なのか、分かるように書いたほうが良いとの意見が出まして、8原則の英語まで入れました。そのほかにも様々な意見が出てきて、それを踏まえて、かなり詳しいものになったと理解しています。

また、先ほどの資料2の2ページにありますように、第2項で、基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとするとしてありまして、それぞれは非常に抽象的なものですから、これをどのように具体化していったらいいのかということで、色々議論をするうちに、こういう詳しいものになりました。

途中、若干の変更はありましたが、12年経っておりますし、状況は大きく変わりました。改正個人情報保護法が成立いたしましたので、そういう現状を踏まえつつ、将来の展望ができればと思えますので、そういうことで、変更案を策定していきます。

そういうことで、よろしいでしょうか。必要に応じて、御意見を伺うことがあるかもし

れませんので、その節は、よろしく申し上げます。

よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

○小川参事官 本日、頂いた御意見を踏まえまして、事務局で作業を進めさせていただきます。ありがとうございます。

○堀部委員長 よろしく申し上げます。

次に、議題3「第45回アジア太平洋プライバシー執行機関（APPA）フォーラム出張報告について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告させていただきます。

お手元の資料3をご覧ください。

7月21日及び22日に、シンガポールで開催されました、第45回APPAフォーラムに、熊澤委員、坂巻参事官を始め事務局職員が参加してまいりました。

末尾に参考でお書きしましたように、当会議は、アジア太平洋地域のプライバシーに係る執行機関が協力関係の構築や情報交換を行うことを目的として、年に2回開催されているものです。

今回は、日本が正式メンバーとして参加した初めての会合になりました。

会議の冒頭において、熊澤委員から、独立委員会として当委員会が設立されたこと、委員会及び事務局の体制、各国との連携について、ステートメントを発表していただきました。さらに我が国からは、個人情報保護法の改正内容等について、説明を行っております。

当会議では、前回からの約半年間における個人情報保護に係る各国の制度改正、情報漏えい事案への対応、広報・啓発に関する議論等が行われました。

次回の会議は、本年11月、メキシコ合衆国のマンサニージョで開催される予定となっております。

報告は、以上になります。

○堀部委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等、何かあれば、お願いします。

これは前の委員会で、Asia Pacific Privacy Authoritiesの正式メンバーになったという事は、お知らせいたしましたし、ホームページでも出しております。

今回、正式メンバーとして、シンガポールの会議に出ていただきまして、ただいま事務局から説明がありましたような、日本の立場を説明していただきました。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 せっかくだから、熊澤委員と坂巻参事官にコメントをお願いしたいと思います。

○熊澤委員 初めて正式メンバーとして参加したということで、非常に好感を持って、迎えられたという感じがします。

あと、日本の動向に関心があるということで、匿名加工情報の話とか、あるいは委員会自体の体制の話とか、各国の方から、どうなのかという形で、よく聞かれたということで、

そういった流れの中で、各メンバーの方々とのパイプ作りという成果が上ったのではないかと考えています。

同時に、取組で重視している、アメリカとか、EUの各機関とは、個別にワン・トゥ・ワンで話す機会もできましたので、そういう意味で、今後、対話を進める土台作りみたいなものにつながると、それも1つの成果だと、私自身としては考えております。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

坂巻参事官、いかがでしょうか。

○坂巻参事官 今、御説明いただいたことで全てなのですけれども、日本から正式メンバーとして、こういうフォーラムに参加できたことは、非常に大きな意味がございまして、特にアジアの国は、日本に対して思いがあるので、色々勉強させてください、情報交換をさせてくださいということが数多く出ましたので、ぜひともこういった場で、個人情報保護委員会の活動を広げていくことに、邁進していきたいと思っております。

○堀部委員長 先ほども少し触れましたが、私の記憶では、APPAは、1992年に開かれたコミッショナー会議で、アジアの関係国で議論する場を設けてはどうかという話がありました。また出てほしいということも言われましたが、なかなか行く機会がありませんでした。特定個人情報保護委員会ができて、一昨年5月には、まだ正式メンバーではないので、オブザーバーとして参加しました。そういう経験を持っているものですから、今回、正式メンバーとして参加することになったことを、大変うれしく思います。関係者の皆様の御努力に改めて感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次に議題4「その他」です。

1件目ですが、健康保険組合の全項目評価書の概要説明の方法につきまして、大塚調査官から説明をお願いします。

○大塚調査官 健康保険組合の全項目評価書の概要説明の方法につきまして、説明させていただきます。

健康保険組合では、健康保険の資格適用及び保険給付等に関する事務において、個人番号を規定することとなります。また、給付の決定等に当たりまして、情報提供ネットワークを使用して、他の情報保有機関に対して、情報照会を行うことから、情報連携を行う事業者該当して、原則として、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられます。

そのうち、委員会の承認が必要な全項目評価の実施が義務付けられる健康保険組合は5組合ございます。

5組合のうち、東京実業健康保険組合、関東ITソフトウェア健康保険組合及び東京都情報サービス産業健康保険組合につきましては、評価書のパブリックコメントが開始されておりまして、事務局におきまして、パブリックコメントにかけられた評価書を確認しましたところ、いずれも基本的な事務の内容やシステム面のリスク対策は共通しておりました。

健康保険組合では、基本的に事務の内容が共通しておりまして、さらに健康保険組合が

使用するシステムにつきましては、厚生労働省の仕様書に即したシステムを用いておりますので、システム面でのリスク対策は、基本的に共通していると考えられます。

また、委員会では、東京薬業健康保険組合の個人番号の利用に係る全項目評価及び社会保険診療報酬支払基金の医療保険者等向け中間サーバー等に係る全項目評価について、既に承認を行っておりまして、健康保険組合についての基本的な事務の内容やシステム面のリスク対策、健康保険組合が利用する医療保険者等向け中間サーバー等についての基本的なシステム面のリスク対策等を把握しております。

このため、健康保険組合5組合については、委員会で個別に組合から全項目評価書の概要についてヒアリングを行う必要性が乏しいと考えられるため、今後は事務局が健康保険組合5組合から全項目評価書の内容についてヒアリングを行わせていただきまして、委員会にまとめて説明をさせていただくこととしたいと考えております。

以上、御審議をお願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問がございましたら、お願いします。

特に御意見はありませんので、大塚調査官が説明された内容で、今後、進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○大塚調査官 どうもありがとうございます。

○堀部委員長 それでは、その他の2件目です。委員の渡航承認についてです。

まとめて申し上げます。嶋田委員は、8月11日から22日までフランス及びドイツ、9月13日から19日までカナダ、加藤委員は、8月10日から12日までマレーシア、8月15日から27日までタイ、8月27日から31日まで中国、9月1日から5日までインドネシア、大滝委員は、9月6日から13日までドイツ、イタリア、スロベニア、クロアチアに渡航されることになっております。

いずれも委員会の用務外でありますので、委員会の承認が必要です。一括して承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。渡航について、承認されました。

本日の議題は、以上です。

本日の会議の資料について、公表すべきものは、速やかに公表したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 それでは、本日の会議は閉会といたします。

今後の予定につきまして、福浦総務課長からお願いいたします。

○福浦総務課長 次回の委員会については、追って連絡いたします。

本日の資料ですが、ただいまの決定どおりに取り扱います。

また、全国健康保険協会における健康保険の資格適用及び保険給付に関する事務全項目

評価書が承認されましたので、前回会議の提出資料でありました、評価書についても、公表いたします。

今日は、誠にありがとうございました。以上で閉会いたします。
○堀部委員長 ありがとうございました。